

公 募 公 告

「福井県庁食堂における福井県産農林水産物魅力発信事業」委託業務について、企画提案書の提出を求めるため、次のとおり公告する。

令和8年7月22日

福井県知事 石 田 嵩 人

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
「福井県庁食堂における福井県産農林水産物魅力発信事業」委託業務
- (2) 公告業務の内容
募集要領、委託業務仕様書による。
- (3) 公告業務の履行期間
契約締結日から令和9年3月31日（ただし受託者との協議により変更する場合がある）
- (4) 予算限度額
2,590,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 企画提案書を提出する者に必要な資格要件

企画提案書を提出することのできる者は、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に準じた更生手続開始の申し立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に準じた再生手続開始の申し立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (4) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは 常時契約をする事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 地方税を滞納していない者であること。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (8) 過去3年間に於いて、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

3 受審資格認定の申請手続等

(1) 受審資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類および部数

次に掲げる書類を添付した受審資格認定申請書（以下「申請書」という。） 1部

（ア）直近2事業年度分の事業報告書および財務諸表類

（イ）企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる書類（会社案内等）

（ウ）公告業務と同種あるいは類似の業務を履行した実績を記載した書面

（エ）公告業務の履行体制

（オ）共同企業体にあつては、当業務を連帯共同して行うことを記載した協定書等の写し

（カ）担当者の職・氏名および連絡先

（キ）県内に事業所を有する者は、県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書（写しでも可）

（ク）受審資格誓約書

イ 提出方法

持参、郵送、電子メールでの提出のいずれかとする。

なお、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

ウ 提出期限

令和8年8月3日（月）17時まで ただし、土曜日、日曜日を除く。郵送の場合、同日必着とする。

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地及び連絡先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県農林水産部流通販売課（担当 牧尾、野村）

TEL 0776-20-0417

FAX 0776-20-0649

E-mail ryutsu@pref.fukui.lg.jp

(2) 受審資格の認定時期および通知方法

受審資格の認定は令和8年8月5日（水）までに電子メールもしくはFAXにて申請者に通知する。

(3) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和8年8月6日（木）12時までに説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた者に対して、令和8年8月10日（月）までに書面により回答する。

4 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

次に掲げる事項を記載した企画提案書 12部

（ア）別添仕様書を満たす内容

（イ）業務請負時の実施運営体制

- (ウ) 企画提案の概要（具体的な企画内容、具体的な仕様）
- (エ) 実施までの詳細な準備スケジュール
- (オ) 経費の概算見積り額および内訳

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メールでの提出のいずれかとする。

なお、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和8年8月26日（水）17時までとする。（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3（1）エに同じ。

5 受託候補者の選定等

(1) 受託候補者の選定方法

企画提案書を提出したもの（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において総合的に審査した上で、業務を実施する受託候補者を1者選定する。
プレゼンテーションの実施予定日は令和8年9月2日（水）とし、詳細は別途通知する。

(2) 審査事項

選定委員会において審査する事項は、次のとおりである。

- ア 本業務の趣旨および募集要領の理解度ならびに企画提案書の内容の的確性、独創性および実現性
- イ 公告業務を履行する能力の有無
- ウ 公告業務の実施方針

(3) 選定結果の通知

選定結果については、提案者全員に対し、書面により通知する。

6 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

- (1) 福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、委託先候補者選定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式：https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densikeiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(E-mail): ryutsu@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

7 公告業務に関する説明書の公示場所および公示期間

(1) 公示場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県県庁1階 エントランスホール 掲示板

(2) 公示期間

令和8年7月22日（水）から同年8月3日（月）までの8時30分から17時まで
ただし、土曜日、日曜日を除く。

8 公告業務に関する実施要領等の交付

(1) 交付場所

福井県農林水産部流通販売課ホームページに掲載しているデータをダウンロードのこと。
URL (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021033/>)

(2) 交付期間

令和8年7月22日（水）から同年8月3日（月）の間

(3) 交付資料

- ア 福井県庁食堂における福井県産農林水産物魅力発信事業 募集要領
- イ 福井県庁食堂における福井県産農林水産物魅力発信事業 委託業務仕様書
- ウ 福井県庁食堂における福井県産農林水産物魅力発信事業 質問書・参加申込書・誓約書

9 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和8年7月28日（火）17時までに文書により提出すること（電子メールおよびFAX送信による提出可）。

提出先は、3（1）エに同じ。

質問に対する回答は、令和8年7月29日（水）までに随時県ホームページに掲載する。

10 福井県庁食堂の現地確認

福井県庁食堂の現地確認について、令和8年7月22日（水）から令和8年8月3日（月）17時までの期間（ただし土日は除く）において実施する。視察時間は期間中の1時間程度を予定しており、福井県庁食堂の提供ピーク時における利用者の入り状況の確認および厨房設備の確認が可能である。

視察を希望する場合は、3（1）エまで、メールまたはFAXにより申し込むこと。なお、電話での質問および申し込みの受付は行わない。

お申し込み後、視察日時について申込者と個別に日程調整を行う。

11 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案に要する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等のデータは、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 企画提案参加表明書を提出した者は、企画提案参加を辞退しようとする場合は、「企画提案参加辞退届」を、審査会実施日の前日（土日祝日を除く、必着）までに、電子メールにより提出し、電話にて確認すること。
- (5) その他、不明な点については、福井県農林水産部流通販売課（TEL 0776-20-0417）に照会すること。